1)	特別修繕準備金の損金算入に関す	る明	細書	又后	業年月 は連編 業年月	洁		法人名	. ()
資	産の種類及び名称	1										合	計
前	回の定期検査又は特別修繕の年月日	2								•			
翌期繰越額の計算 当 積立限度額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3		円		円		円		I	円		円
	当特別修繕費を支出した場合による	4											
	期 益 金 算 入 額 積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と24のうち少ない金額)	5											
	金 (((3)=(4)=(6)) と (4) の り ら 少 な い 金 額) 算 (4) 及 び (5) 以 外 の 場合による 益 金 算 入 額	6											
	入 額 (4) + (5) + (6)	7											
	差引特別修繕準備金の金額(3)-(7)	8											
	期 積 立 額	9											
	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算し た特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10											<i></i>
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11											
	(II) - (8) (マイナスの場合は 0)	12											
	<u>当期の月数</u> 60又は72	13							_				
	(11) × (13)	14		円		円		円			円		
	積 立 限 度 額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15											
積	立 限 度 超 過 額 (9) - (15)	16											円
期	末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)	17											
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	18											
	差 引 (18) — (17)	19											
	当 (7)- ((9)- ((18)-前期の(18)))	20											
	期 当期に生じた差額の合計額 (16) + (20)	21											
	前前 前 前 前 前 前 前 前 期 末 に お け る 差 額 (前期の (前期の (前期の (前期の (前期の (19)))	22											
10.00	特別修繕	予定	2日経過準位		沒額		入額の記						
の日は退	z期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了 1の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又 最結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額 期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合	23		円		円		円			円		円
19(2)	(23) × <u>当期の月数</u> 60	24		40-			**	- 1 4-4-					
当期益金算入額の計算		2月日	女正法附則 <i>の</i>				算人額の		、 勿百	9.1			円
	平成24年4月1日以後最初に開始する 事業年度又は連結事業年度開始の日 25	F.		翌其絕起	明 学	明 目 特 別 1 当 期 益			郊百	31			
	同上の日における特別修繕準備金の金額26		F	羽 の 計算	預 り 	期末特別((30) 修繕準備: (31) — (32)	金の金	、 友百	32			
	<u>当期の月数</u> 27			信	1 1	章 借 対 照 表 寺 別 修	長に計上さ		vる 金	34			
	120 1 0 年 均 等 取 崩 金 額 28		F		展	差	(34) — (33)	1		35			
				分	を	当	期 積	立	額	36			
	同上以外の場合による益金算入額 29			- 名との	リーラー	貨借対	照表の取 36)-((34)-前			37			
)/ HI			一名の	頁 '	分	計 (36) + (37)	-		38			
	当期益金算入額 ((28)+29)と(31)のうち少ない金額 30			則斜	月前	前期	末 に お け (前期の(35)	る差	額	39			

別表十二(十三)の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第57条の8 《特 定船舶に係る特別修繕準備金》若しくは平成23年12月改 正法附則第65条第2項から第18項まで《特別修繕準備金 に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合又は連結 法人が措置法第68条の58 (特定船舶に係る特別修繕準備 金》若しくは平成23年12月改正法附則第82条第2項から 第13項まで《特別修繕準備金に関する経過措置》の規定 の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法 人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「前回の定期検査又は特別修繕の年月日2」には、当期がその特別の修繕を完了した日の属する事業年度である場合は、当期の特別の修繕を完了した日及びその前の特別の修繕を完了した日を併せて記載します。
- 3 平成24年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において平成23年12月改正法附則第65条第2項から第18項まで又は第82条第2項から第13項までの規定の適用を受ける場合には、適用を受ける資産ごとにこの明細書を作成してください。このとき、「1」及び「2」並びに「平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算」の各欄を記載し、「3」から「24」までの各欄は記載を要しません。
- 4 「期首特別修繕準備金の金額3」には、当期首現在に おける税務計算上の特別修繕準備金の金額を記載します。
- 5 「前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別 修繕費の額又は税務署長の認定した額10」は、①当該資 産につき当期末までに特別修繕を行ったことがある場合 には「、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務 署長の認定した額」を消し、②当該資産(船舶に限りま す。)につき当期末までに特別修繕を行ったことがなく、 かつ、当該資産の類似船舶につき当期末までに特別修繕 を行ったことがある場合には「前回の特別修繕費の額、」 及び「又は税務署長の認定した額」を消し、③①及び② 以外の場合には「前回の特別修繕費の額、類似船舶から 計算した特別修繕費の額又は」を消します。
- 6 「積立限度額の計算」の「<u>当期の月数</u> 13」は、次により記載します。
 - (1) 措置法第57条の8第10項の規定の適用を受ける場合にあってはその事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第9項の規定の適用を受ける場合にあってはその連結事業年度開始の日から同項に規定する適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として記載します。
 - (2) 措置法第57条の8第12項、第13項又は第15項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む事業年度(以下「引継事業年度」といいます。)にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から当該引継事業年度終了の日までの期間の月数を、同法第68条の58第11項、第12項又は第14項の規定により特別修繕準備金の金額の引継ぎを受けた日を含む連結事業年度(以下「引継連結事業年度」といいます。)にあってはこれらの規定に規

定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から 当該引継連結事業年度の終了の日までの期間の月数を、 それぞれ当期の月数として記載します。

7 「特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算」 「積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × <u>当期の月数</u> 24

は次により記載します。

- (1) 措置法第57条の8第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第15項又は第19項《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、同法第68条の58第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第13項又は第16項《海外投資等損失準備金》の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格分割又は適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載します。
- (2) 措置法第57条の8第12項、第14項又は第16項の規定により読み替えられた同法第55条第13項、第17項又は第21項の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数を、同法第68条の58第11項、第13項又は第15項の規定により読み替えられた同法第68条の43第11項、第14項又は第17項の規定の適用を受ける場合にあってはこれらの規定に規定する適格合併、適格分割又は適格現物出資の日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数を、それぞれ当期の月数として計算した金額を記載します。
- 8 「当期益金算入額の計算」の「<u>当期の月数</u> 27_」は、次 により記載します。
- (1) 平成23年12月改正法附則第65条第12項若しくは第16項又は第82条第9項若しくは第12項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは、「当期の月数(適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度又は連結事業年度にあっては、当該事業年度又は連結事業年度開始の日から当該適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間の月数)」として記載します。
- (2) 平成23年12月改正法附則第65条第10項、第14項若しくは第18項又は第82条第7項、第10項若しくは第13項の規定の適用を受ける場合には、「当期の月数」とあるのは「当期の月数(適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度又は連結事業年度にあっては、同日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数)」と、「120」とあるのは「120から経過期間(平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日から適格合併、適格分割又は適格現物出資の日の前日までの期間)の月数を控除した月数」として記載します。